

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、働き方改革を実現するとともに女性活躍の一層の推進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 別表第1欄「1 とっとり農業女子ネットワーク取組支援」毎年12月末日
 - (2) 別表第1欄「2 地域農林水産業の振興、女性の経営参画などの働き方改革等の具体的な成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組支援＜団体向け＞」毎年12月末日
 - (3) 別表第1欄「3 技術・資格習得支援＜個人向け＞」翌年2月末日
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（提出書類の部数等）

第8条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

- 2 前項の書類の提出先は、「とっとり農業女子ネットワーク」は農林水産部長とする。
- 3 第1項の書類の提出先は、農業及び林業に係る団体又は個人であるときは、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センター）又は農林水産部関係課を、水産業に係る団体又は個人にあっては、境港水産事務所を経由して提出しなければならない。ただし、水産業に係る団体又は個人であって、その所在地が米子市、境港市、西伯郡及び日野郡以外のときは、水産振興局水産課を経由して提出するものとする。

4 第1項の書類の提出を受けた前項に規定する機関の長は、様式第6号による意見書を添付して、農林水産部長に正本1部を送付しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
1 とっとり農業女子ネットワーク取組支援	とっとり農業女子ネットワーク	未就学児童託児費用、ヘルパー等確保費用、アシスト機器導入による労力軽減費用、経営コンサルティング費用、経営力向上・リーダー育成のための研修会の実施・参加費用等、農林水産業女子の取組のうち以下の科目とする。	10／10	100万円
2 地域農林水産業の振興、女性の経営参画などの働き方改革等の具体的成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組支援 (団体向け)	以下の要件を全て満たす団体又はグループ。 ア 烏取県内在住の3人以上の女性農林水産業者(生計を同じくする者が農林水産業者である場合を含む。)や農山漁村の振興を担う女性で組織するもの(女性が代表者かつ構成員の過半数が女性) なお構成員の要件は(ア)から(ウ)のいずれかの要件を満たす者 (ア) 家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者 (イ) 認定農業者(連名認定者)又は2年以内に認定農業者(連名)申請予定者 (ウ) (ア)(イ)以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者(例:男女共同参画推進認定企業に勤める者等) イ 事業実施体制が整っていること。 ウ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。	報償費、旅費、消耗品、燃料費、印刷製本費、原材料費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費備品購入費(10万円以下であって、労力軽減に係るものに限る) ※視察、他団体等が開催する研修会等参加に関連する経費は補助対象経費全体の1／2以下とする。	1／2	同一年度1回限り50万円を上限とする。 最長3年 〔今こそ農林水産業に女性の力を!自主参画推進事業〕を活用した期間を合算)
3 技術・資格習得支援 (個人向け)	県内在住の以下の要件を全て満たす女性 ア 農林水産業に現に従事しているか、または、農林水産業に従事することが確実であると見込まれる(生計を同じくする者が農林水産業で当該農林水産業に寄与すると認められる場合を含む。)者で、本事業の目的に沿う次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者 (ア) 家族経営協定締結者又は2年以内に家族経営協定締結予定者 (イ) 認定農業者(連名認定者)又は2年以内に認定農業者(連名)申請予定者 (ウ) (ア)(イ)以外の者であって、本事業の目的に沿う取組をする農林水産部長が認める者 (例:男女共同参画推進認定企業に勤める者等)	(1) 対象となる資格等 農林水産業経営参画等に向け資質向上やレベルアップを図るための必要な技術、資格習得。 ア 各分野共通 商業経済検定、リテールマーケティング(販売士)、日商簿記検定、農業簿記検定、マーケティングビジネス実務検定、指導農業機械土技能検定、農業機械土技能検定、小型車両系建設機械運転特別教育(3t未満)、フォークリフト運転技能者講習、玉掛け技能講習 イ 主に農業分野 米・食味鑑定士、野菜コーディネーター、野菜ソムリエ、ベジタブル&フルーツアドバイザー、日本農業技術検定、土壤医検定、家畜人工受精師、	1／2	一人当たり同一年度15万円を上限とする。

	<p>イ 暴力団員でないこと。</p>	<p>刈払機取扱作業者教育</p> <p>ウ 主に林業分野 森林インストラクター、きのこアドバイザー、山菜アドバイザー、樹木医</p> <p>エ 主に水産業分野 小型船舶操縦士（特殊小型は除く。）、おさかなマイスター（アドバイザーは除く。）</p> <p>オ その他 上記以外の技術、資格であって、本補助金の目的に沿うものとして農林水産部長が認めるもの。</p> <p>（2）対象となる費目 受験料、受講料（入学料を含む。）、教材費（受講機関の指定するもの又は独学により受験する場合は独自に調達する受験勉強に必要なテキスト及び問題集）、受講又は受験に伴い県外に旅行する場合には、交通費（公共交通機関を利用する場合に限る。）及び宿泊費（1泊につき9800円を上限とする。）</p>	
--	---------------------	---	--